

東地区・大工町自治会

「中心市街地で祭を盛り上げる伝統の町」

●加入世帯 58世帯 ●加入率 100%

活動内容

大工町は1丁目・2丁目・3丁目から成る商店街で問屋・銀行・生保等の多い街でしたが、交通事情等により問屋は町内より卸団地等に移転してしまいました。その後オフィスビルが立ち並びテナントには会社や事務所・大学・病院が入る街になりました。以前より住んでいる世帯は減少しました。

戦前より二荒山神社の神祇三番町として鉾・屋台を菊水祭に供奉していましたが、戦災で焼失してしまいました。昭和29年に宇都宮市役所が新築落成され、また市制60周年・町村合併記念の大祭が開催されることになり、大工町としては祭りに参加する為、この際に屋台の新造を計画、総代はじめ世話人達が労を重ね記念行事に合わせて屋台を新造し行事に町内総出で参加しました。

なお、春渡祭・冬渡祭・天王祭・菊水祭には町内の役員・世話人が全員で奉仕しています。

菊水祭の終了翌日には、会員・会社・事業所も参加して町内挙げての懇親会を開催し住民と企業で意思の疎通をして安全快適な街の実現へ活動しています。この会は大工町ではお日待会（直会）といひます。

夏の宮祭りには、毎年大工町婦人会（ひまわり会）が主になりヨサコイ踊りに参加して融和をはかり元気に活動しています。

高い加入率を維持する秘訣

会社事業所について

自治会として会社事業所数を把握するのが大変です。大きなビルは隣接した町会にまたがり何所から何所までで線引きするのが困難です。1階で通りに面している会社事業所は判るのですが、2階以上の会社事業所の地番は大通りになっていますが線引きができません。また絶えず移動があります。

自治会加入の勧誘は絶えず出向いてお願いをしています。外資系企業は本社からの通達で加入しません。

他の会社事業所も責任者では決裁が出来ない事業所もあり、本社の稟議を得ないと返答出来ない所もありますが、町内ミニ知識（別紙）や総会資料等を持参して加入頂くよう粘り強く勧誘をしています。



町内ミニ知識

1. 「大工町」とは

現在の大通り1丁目、2丁目という名称は、昭和49年以前には「大工町」と呼ばれていました。町会は町名変更前の「大工町」という呼び方のまま「大工町自治会」として運営しています。

尚、大工町は1丁目、2丁目、3丁目の3つに区分しています。

1丁目は北側が二ツセイ岡和橋保から富国生命ビルの間、
南側は遊河より蓮見洋服店の間、

2丁目は北側がいさみやより宇都宮記念病院の間、
南側は宇都宮センタービルより石船茶店の間、

3丁目は北側が平成薬局より鳥居薬局の間、
南側は新光社印刷よりホットモットの間です。

大通り1丁目2丁目と混同しないよう願います。

2. 「総代」

大工町町会は大野一ノ宮二荒山神社の神祇三番町と格付されています。総代として野沢秀照氏を選出し神社の祭禮に奉仕しています。

3. 「青年者世話人」とは

町内の若い二世や社長・専務の集まりです。二荒山神社の行事には、この方々が町内祭事関係を引き受けて活動しております。

「菊水祭」・「天王祭」・「冬渡祭」・「春渡祭」・「ふるさと宮まつり」等は青年者世話人の方々が担当します。

4. 「町会新年賀詞交歓会」(1月)

大工町町会では毎年1月初頭に新年賀詞交歓会を「ホテルニューイタヤ」に於て開催します。日時等の案内は年末に行っています。

5. 「春渡祭」(1月15日)

大工町々会では毎年1月15日に二荒山神社の神輿を青年者世話人がお迎えし一年の安泰を祈念しています。

6. 「天王祭」(須賀神社例祭)(7月15~20日)

二荒山須賀神社の神輿が7月20日に旧市内を渡り歩きました。現在は期間中の土曜日に親子対面、日曜日に市内を遊覧します。

7. 「菊水祭」(10月)

宇都宮二荒山神社の例祭です。旧来は10月28・29日の両日と決まっており、金曜・土曜・小学校も休日とした程の「祭」でした。近年は10月末の土・日曜日に催されるようになりました。

当日は、神社の神輿が二日間互り市内の町々を渡御します。調ゆる鳳車渡御と云はれております。

町会では神祇三番町のシンボルとして「鈴」を繰り出し、加えて屋並順の輪香刺で警護員を出し、渡御行列にお供しております。

8. 「冬渡祭」(12月15日)

宇都宮二荒山神社の神輿が夜旧市内を渡御します。町内青年者世話人は神輿をお迎えしています。

9. 「会所」

菊水祭、天王祭の際、渡御をお迎えするために設けられるもので、現在は鳥居薬局の店先をお借りしています。町会の有志の方々からの寄贈された御神酒等を祭壇に飾ります。

10. 「お日待会」(直会)

菊水祭のお祭りが無事終了した後、大工町町会では町内の人々が一堂に集い奉納された御神酒を頂戴してお日待会(直会)を催す事が慣例となっています。

(日時等は改めてお知らせいたします)

大工町町会会則

第1条 この会は大工町町会という。

第2条 この会は大工町町自治会に店舗、家屋、土地を有し、又は生活の根拠をもつ者を以て組織する。

第3条 この会の事務所連絡を会長宅に置く。

第4条 この会は会員相互の親和と福利増進につとめ、愛町信念を昂揚し、民主的な建設発展をはかることを目的とする。

第5条 この会は前条の目的を達成する為下の事業を行う。

1. 町内維持費の確立
2. 大工町繁栄策の研究及び災害予防、座談会の開催
3. 社会事業の助成
4. その他目的達成に必要な事項

第6条 この会に下記の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 2名
3. 委 員 若干名
内3名を常任委員とする。
4. 会 計 (正・副) 2名
5. 監 査 3名以内

第7条 委員は総会に於て会員の推選又は選挙により定む。

会長、副会長、常任委員、会計は委員の互選とする。監査は委員の中より選出する。

第8条 この会に顧問、相談役を置くことが出来る。

顧問、相談役は委員会で推選する。顧問、相談役は会の運営につき相談に応ずる。

第9条 会長は会務を総理し副会長は会長を補佐し会長事故ある時は之を代理する。常任委員は常任委員会を構成し会の事業及び企画運営について立案協議する。急を要する場合緊急事項は常任委員会にて審議決定することを伴、委員は委員会を構成し、その運営執行に当る。会計はこの会の金銭の出納及び会計事務を担当する。監査は会計事務及び事業を監査する。

第10条 会議は総会、常任委員会、委員会とする。

第11条 総会は毎年4月に開く。臨時総会は必要に応じて会長が招集して開くことができる。常任委員会、委員会は必要に応じて会長が招集して開く。

第12条 役員は任期は2年として再選を妨げず。

第13条 この会の経費は会員の会費及び寄附金を以て充てる。

第14条 会員及びその家族に不幸を生じた場合は弔慰金を贈ることが出来る。会員の災害については委員会に於てこれを定む。

第15条 この会の会費は会員の他に転居又は転出して戻来せず。

第16条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。毎年総会に於て決算及び予算案、その他を審議する。

第17条 会則の変更は総会の決議による。

昭和37年4月より施行する。

平成20年4月より施行する。